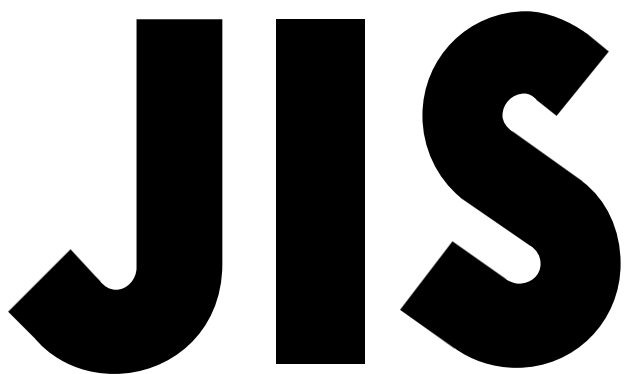




図書館統計

JIS X 0814 : 2017

(ISO 2789 : 2013)

(INFOSTA/JSA)

平成 29 年 6 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊 藤 智	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	青 木 裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	稲 垣 浩	総務省行政管理局
	岩 田 秀 行	日本電信電話株式会社
	榎 本 義 彦	日本アイ・ビー・エム株式会社
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	小 野 文 孝	東京大学
	紅 林 孝 彰	日本銀行金融研究所
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	菅 野 育 子	愛知淑徳大学
	鈴 木 正 敏	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	足 立 朋 子	株式会社東芝
	西 山 茂	新潟国際情報大学
	中 西 悦 子	総務省情報通信国際戦略局
	三 宅 滋	株式会社日立製作所
	平 岡 靖 敏	一般財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 19.2.20 改正：平成 29.6.20

官 報 公 示：平成 29.6.20

原 案 作 成 者：一般社団法人情報科学技術協会

(〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14 日本図書館協会会館 TEL 03-6222-8506)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 伊藤 智)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 用語及び定義	2
3 図書館の現在の任務	24
3.1 全般	24
3.2 図書館の種類	25
3.3 利用者の活動の変化	25
4 統計の使用及び便益	26
4.1 背景	26
4.2 図書館実務の発展	27
4.3 図書館統計の選択	27
4.4 統計の利用	28
4.5 利害関係者への統計の提示	28
5 統計データの報告	29
5.1 全般	29
5.2 統計データの期間	29
5.3 標本抽出によって推測されたデータ	29
6 統計データの収集	29
6.1 図書館	29
6.2 図書館サービス及び利用	31
6.3 コレクション	40
6.4 アクセス及び施設	45
6.5 経営	47
6.6 資金調達及び経費（報告期間で計測）	48
6.7 図書館職員（報告期間の終了時点で計測）	50
附属書 A（参考）更に統計分析を進める推奨される区分	53
附属書 B（参考）外挿	58
附属書 C（参考）索引	60
参考文献	65
解 説	66

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人情報科学技術協会（INFOSTA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS X 0814:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

図書館統計

Information and documentation—International library statistics

序文

この規格は、2013年に第5版として発行された **ISO 2789** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、図書館及び情報サービスのコミュニティに対して、統計の収集及び報告についての指針を示す。

箇条 **2** 及び箇条 **6** は、この規格の中核をなす。箇条 **2** では、図書館サービスを構成するほとんどの要素の定義が示されている。ただし、これらは統計だけを目的とするものである。箇条 **6** では、これらの各要素の望ましい集計方法を推奨している。この規格の利用者は、全体像を把握するために両方の箇条を参考に必要がある。

この規格には、図書館が利用者に提供する全ての種類の資源及びサービスの、定義と集計手順とが含まれる。電子的資源及び電子的サービスが図書館の標準的な活動となったため、それについての定義、手順などで構成されていた前版の**附属書 A** は、規格の本体に取り込まれている。

多くの新しい図書館サービスを組み込んだ理由を説明するために、箇条 **3** で現在の図書館における任務の説明が追加されている。

様々な種類及び規模の図書館において、この規格で規定している尺度の全てが収集できるものではない。完全性 (completeness) を高めるため、(一部の図書館にとってだけ重要な) 幾つかの追加的な尺度が**附属書 A** で記述されている。その目的は、ある特定の統計を収集する場合、確実に同じ定義及び方法が用いられるようにすることである。

附属書 B は、全国的な統計の編さん (纂) 及び出版にとって重要であり、それによって正確な各国間比較及び経年的比較が可能となる。

図書館活動を説明及び公表するという重要な必要条件を満たすことができるのは、図書館におけるデータ収集がこの規格の方針に従って行われる場合だけである。各図書館は、この規格で規定されたデータのうち自館の活動に関するものを、可能な限り全て収集することが望ましい。

アルファベット順索引が**附属書 C** として付されている。

この規格の対応国際規格は、図書館統計に関わる動向をモニタし、必要に応じて追加的な統計尺度を取り入れる **ISO/TC 46/SC 8** の作業部会によって維持される。